

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">医療施設等災害復旧費補助金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>2 この補助金は、次に掲げる施設であって<u>暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象</u>により被害を受けた<u>施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用</u>を交付の対象とする。</p> <p><u>なお、交付の対象となる異常な天然現象の範囲は公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号建設省河川局長通知）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3～10 (略)</p>	<p style="text-align: center;">医療施設等災害復旧費補助金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>2 この補助金は、次に掲げる施設であって<u>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象</u>により被害を受けた<u>ものの災害復旧事業</u>を交付の対象とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3～10 (略)</p>